

令和2年7月1日

福祉避難所指定施設 御中

名古屋市健康福祉局監査課

福祉避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

日ごろは本市の福祉・防災行政にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期することが重要です。

つきましては、下記の通り福祉避難所における新型コロナウイルス感染症対策のポイントをまとめましたので、既に配布させていただいております、福祉避難所開設マニュアル・同運営マニュアルと併せてご確認くださいませようお願い申し上げます。内容等についてのお問合せがございましたら、各区総務課防災担当もしくは下記の担当までご連絡ください。

今後も、福祉避難所の適切な運用を図るため、施設管理者におかれましては、区役所との連携についてご協力をお願いします。

なお、「福祉避難所における新型コロナウイルス感染症対策のポイント」については、現時点の状況に基づいて記載しているため、状況の変化や国の通知等を踏まえ、更新する場合がございますことを申し添えます。

記

【福祉避難所における新型コロナウイルス感染症対策のポイント】

- 施設の利用方針（外部からの出入りを許可しているかどうか）を踏まえ開設の可否を判断する
- 開設に当たっては、利用者と避難者とはフロアや部屋をわけることでゾーンや動線をわける
- 密集しないよう避難スペースを確保（寝床の間隔を1m～2m離す、定員の6割～半分程度が目安）
- 清掃・換気・施設の消毒・手洗いなど、衛生対策の徹底
- 通常は発災後概ね4日目を目途としているが、新型コロナウイルス感染症対策下では、衛生管理等の調整が整ってから開設する

※参考資料としまして、「福祉避難所開設での感染を防ぐためのゾーニング（速報）」（人と防災未来センター）を添付いたします。

（調査係 担当：榊原、服部 Tel.972-2510）